

第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

新型コロナウイルスに関する事業者ワンストップ相談窓口

1 相談内容

- ①資金繰り相談（セーフティネット保証4号・5号の発行）
- ②雇用調整助成金申請支援（詳細は、P12をご覧ください）
- ③事業復活支援金等給付金の電子申請パソコン入力補助
- ④その他、関連の助成金窓口の紹介 など

2 設置場所及び相談時間等

- ①設置期間：令和2年3月9日（月）から当面の間
- ②相談料：無料（全額、市で負担）

	資金繰り窓口 セーフティネット保証認定窓口 【事前予約制】	雇用調整助成金申請支援窓口 【事前予約制】	電子申請パソコン入力補助窓口 【事前予約制】
小倉ワンストップ相談窓口 小倉北区浅野3丁目8-1 (AIMビル8階) TEL 093-551-3619	-	社会保険労務士 相談日：月・水	相談日：月～金
戸畑ワンストップ相談窓口 戸畑区中原新町2-1 (北九州テクノセンタービル1階) TEL 093-873-1433	中小企業診断士等 相談日：月～金	社会保険労務士 相談日：木	相談日：月～金
黒崎ワンストップ相談窓口 八幡西区黒崎3丁目15-3 (コムシティ6階) TEL 093-642-2861	-	社会保険労務士 相談日：月・水・金	相談日：月～金

※窓口開設時間：9：00～12：00、13：00～17：00

※各窓口へ事前に電話でご予約ください。

※令和4年4月1日時点の内容です。令和4年度中において、窓口体制の変更の可能性がございますので御了承ください。

新型コロナウイルス感染症に係る北九州市中小企業融資制度による資金繰り支援

景気対応資金

北九州市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して資金繰り支援を行っています。

対象者	セーフティネット保証4号の認定を受けた方
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.2%
保証料率	0% 市が0.8%分全額負担

対象者	セーフティネット保証5号の認定を受けた方
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.3%
保証料率	0.6% 市が0.1%分負担

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

新型コロナウイルス感染症に係る福岡県制度融資による資金繰り支援

緊急経済対策資金

県では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・小規模事業者に対して資金繰り支援を行っています。

対象者	市町村にてセーフティネット保証の認定を受けた方
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.3%
保証料率	0.7%又は0.8%

・伴走支援型

対象者	市町村にてセーフティネット保証4号の認定を受けた方又はセーフティネット保証5号の認定を受け、売上減少率が15%以上の方（経営行動計画書の策定が必要）
融資限度額	6,000万円（既存の緊急経済対策資金と合わせて1億円以内）
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1.3%
保証料率	0.0%（県が0.2%分、国が0.65%（経営者保証免除対応時は0.85%）分負担）

【問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課金融係 TEL 092-643-3424 FAX 092-643-3427

セーフティネット保証4号・5号 (中小企業信用保険法第2条第5項)について

経営状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障をきたしている中小企業者等に対し、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度で、この保証を受けるには市町村での認定が必要です。

ご利用にあたっては、本店登記地（個人事業主の方は主たる事業所の所在地）等の市町村にて認定手続きを行ってください。

新型コロナウイルスに関連するセーフティネット保証4号・5号について、主な認定要件と必要書類等は次のとおりです。（必要書類は変更することもありますので、最新の情報をホームページ等でご確認ください）

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
認定要件	<p>以下①②の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>①指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること</p> <p>②指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比べ20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比べ20%以上減少することが見込まれること</p>	<p>以下①②③のいずれかを満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業者</p> <p>①指定業種だけを営んでおり、最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少していること</p> <p>②売りに占める割合が最も高い業種が指定業種であり、最近3か月のこの業種の売上高等と、企業全体の売上高等が、前年同期に比べ5%以上減少していること</p> <p>③指定業種を一つ以上営んでおり、指定業種の最近3か月の売上高等の前年同期からの減少額等が、前年同期の企業全体の売上高等の5%以上であり、さらに、企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少していること</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※直近1か月の売上高等とその後の2か月間の売上高等見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも認定可能な運用緩和を行っています。</p> </div>
主な必要書類等	<p>①認定申請書</p> <p>②売上高等比較表</p> <p>③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得税確定申告書控全部の写しなど</p> <p>④試算表・売上元帳など（最近1か月分と前年同期分の合計2か月分+最近1か月後の2か月の前年同期分の合計2か月分）</p> <p>⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>	<p>①認定申請書</p> <p>②売上高等比較表</p> <p>③法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は直近の所得税確定申告書控全部の写し、許認可が必要な業種の場合はすべての許認可証の写しなど</p> <p>④試算表・売上元帳など（最近3か月分と前年同期分の合計6か月分。運用緩和の場合、対応する月分）</p> <p>⑤反社会的勢力でないことの表明・確約書</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※金融機関の方が代理申請される場合は、委任状（任意様式）が必要です</p> </div>	

※上記の他にも売上減少要件の緩和が可能な場合があります。

詳細は、北九州市ホームページをご覧ください。（https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_00136.html）

北九州市 セーフティネット保証4号

検索

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 中小企業振興課 TEL 093-873-1433 FAX 093-873-1434

第2章 新型コロナウイルス対策をしたい

日本政策金融公庫の貸付について

1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に売上減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業を支援します。

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方 ① 最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること、または同様の状況にあること ② 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：6億円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：8,000万円
貸付利率	日本政策金融公庫（中小企業事業）：基準利率 ただし、3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率 日本政策金融公庫（国民生活事業）：基準利率 ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（注）、4年目以降は基準利率
貸付期間等	設備資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は5年以内） 運転資金 貸付期間：20年以内（うち据置期間は5年以内）
担保条件	無担保
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業

(注) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間で実質無利子となります。

2 新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本金劣後ローン）

新型コロナウイルス感染症の深刻な影響により、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る中小企業者に対し、財務体質強化を図るための資本金資金を供給する制度です。

(令和4年4月1日現在)

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれかに当てはまる方に限る ① J-Startup プログラムに選定された方、または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けて事業の成長を図る方 ② 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます。）の関与のもとで事業の再生を行う方 ③ ①②に該当しない方で、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方																		
貸付限度	日本政策金融公庫（中小企業事業）：10億円 日本政策金融公庫（国民生活事業）：7,200万円																		
貸付利率	ご融資後3年間は0.50%（3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、下記2区分の利率が適用） <table border="1"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>期間5年1ヵ月</th> <th>期間7年</th> <th>期間10年</th> <th>期間15年</th> <th>期間20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.70%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間7年	期間10年	期間15年	期間20年	0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
税引後当期純利益額	期間5年1ヵ月	期間7年	期間10年	期間15年	期間20年														
0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%														
0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%														
貸付期間等	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか（期限一括償還）																		
担保条件	無担保 無保証人																		
問い合わせ先	日本政策金融公庫 北九州支店 中小企業事業・国民生活事業 八幡支店 国民生活事業																		

雇用関連の助成金

1 雇用調整助成金（コロナ特例）

雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。

<助成率> 中小企業なら最大10/10（解雇等を行わない場合）

※助成率は、企業規模・雇用条件等で変動

<助成額> 日額上限：（1日1人あたり）15,000円

<特例期間> 令和4年6月末まで

【問い合わせ先】

福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 TEL 092-402-0537

北九州雇用調整助成金臨時窓口 TEL 093-616-0860

2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当を受けることができなかった方に対し、労働者の申請により、休業前賃金の8割を、休業実績にに応じて支給するものです。また、事業主による申請も可能です。

<支給額> 休業前の1日あたりの平均賃金の80%

日額上限：（1人1日あたり）11,000円

【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276

※上記1及び2の内容は、令和4年4月1日時点の内容です。

最新情報については、下記ホームページ（厚生労働省）をご覧ください。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/>

経営等に関する相談窓口

中小企業総合相談窓口（北九州市）

中小企業の皆様が抱える幅広い悩みに総合的に応える相談窓口です。各分野の専門家が、「経営」「資金繰り」「法律」「税務」など幅広い分野のご相談に個別に応じます。

相談分野	経営、マーケティング、資金、税務（インボイス・申告相談等）、労務（パワハラ等）、技術・技能、ビジネスプラン、IT、事業提携、事業承継、会社設立、省エネ、ISO、海外取引、IoT、DX、新事業創出、BCP（事業継続計画）作成 など
日時	月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く） ※マネージャー・専門相談員（司法書士・弁護士・社会保険労務士・金融相談員等）が対応します。 *日によって相談員の専門分野が異なりますので、事前にご確認下さい。
対応する専門家	中小企業診断士、税理士、司法書士、弁護士、社会保険労務士、金融相談員、技術士など各分野の専門家
相談時間	原則として1回1時間程度（内容、予約状況により異なります。）
料金	無料
申込方法	電話による予約（専門相談員への相談は1週間前までの予約が必要です） TEL 093-873-1430

👉 詳しくはP1

【問い合わせ先】

（公財）北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター TEL 093-873-1430 FAX 093-873-1450